

令和8年度市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務

2 業務の目的

大阪府では、「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を基本目標に、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防の観点から、様々な取組みを進めている。

これまで、府内の市町村や保健所が、地域の個別課題を把握し、エビデンスに基づく事業を実施できるよう、保健医療データを分析し、見える化した大阪府健康データダッシュボードや地域健康カルテを公開し、市町村等の支援に取り組んでいるが、現状では、大阪府民の健康寿命は男性 71.77 歳全国 44 位、女性 74.95 歳全国 40 位と下位に低迷し、市町村間の格差も拡大しており、「健康寿命の延伸」と「市町村間の健康格差の縮小」は喫緊の課題となっている。

一方、大阪・関西万博では多くのヘルスケア分野における先端技術が披露され、大阪・関西万博後の大阪の成長戦略を示す「Beyond EXPO2025」において、QOL を高める最先端技術のくらしへの実装のため、先端技術を活用した健康医療サービスの展開が位置づけられている。

そこで、大阪府では、令和8年度より、万博出展企業等が有するヘルスケア技術やノウハウ等を最大限活用し、市町村ごとの健康課題に応じ、企業とのマッチングから実証事業の実施、市町村における事業化までを支援する「市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援事業」を実施することとなった。

本業務は、大阪府が実施する事業の一部を業務委託するものであり、地域における健康づくり事業の推進、ひいては府の健康寿命延伸と市町村間の健康格差の縮小をめざす。

《参考》

・大阪府「第4次大阪府健康増進計画」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/dai4ji_kenzokeikaku/index.html

・大阪府「健康データダッシュボード及び地域健康カルテ」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenkoukarute/index.html>

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月 31 日(水)まで

4 委託金額(上限額)

金 9,900 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

・委託金額には、本業務の内容の実施にかかる一切の経費を含む。

・受注者から提出された業務完了報告書を発注者で受領後、受注者の請求に基づき支払う。

6 業務の内容

(1)～(4)について、企画、提案及び実施することとする。受注者は企業ネットワークの強みや独自性を発揮した提案を行う等、事業者としてのノウハウや専門性、経験等を取り入れ、業務の遂行にあたること。提案内容については、契約締結後に発注者と協議のうえ、決定していく。

本事業では、発注者が大学等有識者からの助言を得る等により、市区町村での事業化の実効性を高めていくこととしており、大学等有識者の助言も加味しながら事業を進めること。

(1)市区町村の課題整理及び課題別企業マッチング候補リスト作成 R8 年度スケジュール①

発注者の候補リスト作成方針に基づき、発注者が提供する市区町村毎の保健医療情報を活用し、府内市区町村の健康課題を「健活 10」の項目分野を基本として、整理すること。課題整理にあたっては、課題の適合性(市区町村と企業の共創により解決できる課題か)、実現可能性(将来的に市区町村が事業化できるか)の観点を踏まえること。

そして、課題分野毎にマッチング候補となる企業リストを作成すること。作成にあたっては、大阪・関西万博に出展した企業など、健康医療の先端技術を有する企業を中心に作成すること。企業は大阪・関西に事業所が所在する企業を原則とし、事業規模は問わない。

企業リストには企業規模、企業の実業分野・属性等の基本情報、企業が持つ技術や強み、自治体との連携実績を記載すること。

なお、健活おおさか推進府民会議や大阪スマートシティパートナーズフォーラム等大阪府が有するネットワークや、大阪健康寿命延伸産業創出プラットフォーム等を積極的に活用すること。

《参考》

・健活 10

<https://kenkatsu10.jp/>

・健活おおさか推進府民会議

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenkatsu_community/index.html

・大阪健康寿命延伸産業創出プラットフォーム

<https://kenko-osaka.jp/>

・大阪スマートシティパートナーズフォーラム

<https://smartcity-partners.osaka/>

<提案を求める事項>

「運動・身体活動が少ない」「食生活の改善」「睡眠不足の改善」の課題に対応する企業マッチング候補リストを作成し、提示すること。

- 健康寿命が下位の市区町村を中心に健康課題を整理したところ、「運動・身体活動が少ない」「食生活の改善」「睡眠不足の改善」が優先して取り組む課題と整理したと仮定する。3つの課題にかかる大阪府の現状についての分析を行い、各課題につき 10 社以上をピックアップした企業リストのデモ版を提示すること。
- 企業リストには選定理由、企業規模、企業の実業分野・属性等の基本情報、企業が持つ技術や強み、自治体との連携実績を記載し、それ以外にもマッチングに有効な情

報があれば提案・追加して記載すること。

(2)市区町村・企業のマッチングに向けたネットワーキングイベントの企画・運営

R8年度スケジュール②・④

市区町村と企業のマッチング、その後の実証事業実施に向け、(1)で整理した市区町村の課題やマッチング候補リストを踏まえながら、ネットワークを形成するイベントを企画・実施すること。なお、以下の要素を備えること。

- 市区町村と企業の活発な交流、ネットワーク形成の場となるように努めること。
- ヘルスケア技術を有する企業等と府内市区町村の健康づくり事業担当者の関心を高める内容であること。
- ヘルスケア技術を有する企業等と府内市区町村のネットワーキングを促進し、官民共創の事業化の推進につなげること。
- 本業務を通じて創出した共創事業についても横展開を図るため、イベントにおいて共有を行うこと。
- 対象者への周知・集客方法を十分に検討し、参加者の確保に努めること。
- イベント内容は、下記の実施イメージの内容を想定しているが、より効果的な内容があれば提案を妨げない。

<実施イメージ>

実施回数:2回(7~8月頃、9~10月頃)

対象者:市区町村健康づくり事業担当者、ヘルスケア技術を有する企業等

内容(1回目):大阪府や市区町村毎の健康課題の現状に関する講演

企業によるピッチ

ネットワーキング 等

内容(2回目):マッチングの状況や今後の実証事業予定の共有

R9年度事業の案内

企業によるピッチ

ネットワーキング 等

<提案を求める事項>

- ネットワーキングイベントの企画案
企画案とともに、市区町村と企業のマッチングや共創創出に効果的である理由を示すこと。提案には会場、開催時期も含めること。
- 効果的な周知及び集客方法

(3)共創事業創出に向けた各フェーズにおける支援

発注者及び大学有識者等と連携し、各フェーズにおける市区町村及びマッチング企業への支援を実施すること。

【マッチング事前ヒアリング】R8 年度スケジュール③の支援・㉓

市区町村と企業のマッチングに向け、健康寿命が下位に低迷している市区町村を基本に 15 市区町村とマッチング候補企業に対し、事前ヒアリングを行い、市区町村の健康課題と企業技術との適合性の評価を行うこと。ヒアリングは発注者と受注者とで実施し、有識者も同席する。

ヒアリングシート及びヒアリング資料を事前に作成すること。また、ヒアリング結果について資料をとりまとめ、発注者に提出すること。

【マッチング市区町村・企業決定支援】R8 年度スケジュール④の支援

発注者が事業参加を希望する市区町村から受付けたエントリーシートを審査し、支援を行う市区町村(8市区町村程度)を決定するにあたり、実証事業実施や事業化を見据えた助言を行うこと。

また、マッチング候補となる企業への意向及び課題認識等の確認を適宜行うこと。

【実証事業前ヒアリング】R8 年度スケジュール⑤の支援・㉔

実証事業実施に向けたヒアリングを行い、実証事業の有用性等の評価を行うこと。ヒアリングは発注者と受注者とで実施し、有識者も同席する。

ヒアリングシート及びヒアリング資料を事前に作成すること。また、ヒアリング結果について資料をとりまとめ、発注者に提出すること。

【実証事業実施地区決定支援】R8 年度スケジュール⑥の支援

実施事業前ヒアリングの結果を踏まえ、令和8年度中に実証事業に着手する4市区町村を選定するため、発注者と十分に協議し、情報を共有しながら進めること。なお、来年度の事業実施も見据え、4市区町村に限らず、マッチングした市区町村を支援すること。

市区町村及びマッチング企業の双方が課題認識の共有を図るとともに、課題解決に資する技術・製品の想定を踏まえた実証事業内容(目的、手法、スケジュール、KPI 設定)、実証事業で期待される効果が整理されるよう、発注者とともに支援を行うこと。

前述の整理のもと、市区町村と企業が作成した実証事業実施申請書を発注者が審査し、4市区町村を決定するにあたり、事業化を見据えた助言を行うこと。

【実証事業支援】R8 年度スケジュール⑦の支援・㉕

実証事業は発注者とマッチング企業間で委託契約を締結して行う。令和8年度の委託契約金額は、1件につき 200 万円を上限とする。令和9年度も実証事業が継続する事を想定しており、その場合も1件につき、200 万円を上限として新たに委託契約を締結する予定。

実証事業の実施にあたり、住民の合意を必要とする場合には、市区町村、マッチング企業、発注者が行う住民の合意形成に向けた取組を支援すること。

現地視察や打合せ等により実証事業の進捗管理を行い、課題が生じている場合は、課

題解決の手法や実証事業の進め方や KPI 等の見直しについて提案すること。

また、実証事業効果 PR を図るため、実証事業内容や実績についてまとめた資料(各実証事業スライド数枚程度)を作成すること。本資料については、(2)における2回目のイベントでの活用のほか、市区町村やマッチング企業、発注者のホームページへ掲載すること等を想定している。

<提案を求める事項>

- 効果的なヒアリング手法について、ヒアリングシートの様式を含め、提案すること。
- マッチング事前ヒアリングにおいて実施する市区町村の健康課題と企業技術との適合性の評価手法を提示すること。
- 実証事業前ヒアリングにおいて実施する実証事業の有用性等の評価手法を提示すること。
- 府内市区町村から1自治体を選定し、当該自治体における課題を「運動・身体活動が少ない」、「食生活の改善」、「睡眠不足の改善」から選び、当該自治体(A 市)で実証事業を実施することになったと仮定する。A 市の課題条件等やマッチング先の企業を設定し、企業設定理由、実証事業のスキーム、実証事業にかかる経費、実証事業実施による効果、KPI 設定、想定される課題とその解決方法について具体的に提示すること。なお、マッチング先の企業は(1)の企業リストであげた企業から選び、設定すること。

(4)業務実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人材体制を確保すること。また、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。業務統括者は、ヘルスケア分野における優れたビジネスプランを有する起業家や企業の情報、大阪・関西万博に出展された技術をはじめとする最新の技術動向について、十分に把握している者を起用すること。

また、本業務は過去に類似実績(自治体と企業とのマッチングイベントや共創事業の支援等)から得たノウハウや、専門知識や能力等に精通したスタッフの配置等、提案業者の強みを発揮した内容とすること。

本業務の遂行にあたっては発注者と密に連携し、受注者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報は月1回以上の頻度で定例会を行い、共有すること。定例会や共創事業創出に向けた各フェーズにおける支援の場において、発注者が今後の市町村支援に活かしていけるよう、上記ノウハウや専門知識等について、共有すること。

<提案を求める事項>

- 業務実施体制
- 本業務を受託するにあたっての提案業者の強み(関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や能力等に精通したスタッフの有無など)
- 契約締結時期(5月下旬～6月上旬頃を想定)から業務内容(1)～(3)の具体的なスケジュー

(5)成果物

受注者は、業務終了後、業務完了報告書(2部)を発注者に提出すること。(詳細は、契約締結後に別途協議する。)

(6)その他

- 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告するとともに、業務計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- 受注者は、契約締結後、発注者と受注者により打ち合わせや定例会等を実施した場合、打合せ記録簿を作成すること(様式自由)。
- 業務を実施するにあたり、書類の保存については、受注者において全ての証拠書類を整備し、業務終了後5年間保存するものとする。
- 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費も含む)をすべて認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、受注者は必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- 受注者は、見積の詳細について、発注者と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

7 業務全体に係る留意事項等

- 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- 本業務に要する費用すべて(情報発信に要する費用含む)は、すべて受注者負担とする。
- 提案業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととする。最終決定に際して、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できる。
- 本業務の受注者(受注者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権(実演家人格権を含む)に基づく権利を行使しないことを表明し、疑義が生じた場合は、都度、発注者及び受注者が協議し定めるものとする。
- 本業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。なお、本業務終了後の使用についても使用料等が生じないものとする。
- 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。
- 受注者は、業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその

旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

- 受注者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- 受注者は、本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- 発注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、受注者に対し、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告を求める場合がある。また、受注者の責めによる遅延・不履行等が確認された場合、契約期間中であつたとしても、解除や契約金額の減額等の協議を実施する。
- 発注者が、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めた場合、受注者はそれに協力すること。
- 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従う。

以上